

大市総第0306号

令和8年8月26日

大 村 市 議 会 議 長

大 村 市 議 会 議 員

大村市各行政委員会委員長 殿

大 村 市 監 査 委 員

各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第150号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年8月26日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和8年9月3日（木） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 8 1 号議案	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(1)
第 8 2 号議案	大村市体育施設条例の一部を改正する条例……………	(3)
第 8 3 号議案	工事請負契約の締結について(古賀島スポーツ広場改修工事)	(5)
第 8 4 号議案	公の施設の指定管理者の指定について(大村市総合福祉センター) ……………	(6)
第 8 5 号議案	公の施設の指定管理者の指定について(大村市体育文化センターほか計 8 施設) ……………	(7)
第 8 6 号議案	公の施設の指定管理者の指定について(大村市高良谷牧場)	(8)
第 8 7 号議案	公の施設の指定管理者の指定について(東浦漁港) ……………	(9)
第 8 8 号議案	公の施設の指定管理者の指定について(松原漁港) ……………	(1 0)
第 8 9 号議案	公の施設の指定管理者の指定について(大村市勤労者センター) ……………	(1 1)
第 9 0 号議案	市道路線の認定について……………	(1 2)
報告第 1 4 号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて) ……………	(1 3)
報告第 1 5 号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて) ……………	(1 5)
報告第 1 6 号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて) ……………	(1 7)
第 9 1 号議案	専決処分の承認について(令和 8 年度大村市一般会計補正予算(第 3 号))	
第 9 2 号議案	専決処分の承認について(令和 8 年度大村市下水道事業会計補正予算(第 1 号))	
第 9 3 号議案	令和 8 年度大村市一般会計補正予算(第 4 号)	
第 9 4 号議案	令和 8 年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	
第 9 5 号議案	令和 8 年度大村市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	
第 9 6 号議案	令和 8 年度大村市水道事業会計補正予算(第 1 号)	
第 9 7 号議案	令和 8 年度大村市工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)	
第 9 8 号議案	令和 8 年度大村市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	
第 9 9 号議案	令和 7 年度大村市一般会計歳入歳出決算の認定について	
第 1 0 0 号議案	令和 7 年度大村市モーターボート競走事業の利益剰余金処分の議決及	

び決算の認定について

- 第101号議案 令和7年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第102号議案 令和7年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第103号議案 令和7年度大村市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第104号議案 令和7年度大村市病院事業決算の認定について
- 第105号議案 令和7年度大村市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第106号議案 令和7年度大村市鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第107号議案 令和7年度大村市水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第108号議案 令和7年度大村市工業用水道事業決算の認定について
- 第109号議案 令和7年度大村市下水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第110号議案 令和7年度大村市農業集落排水事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 報告第17号 令和7年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第18号 令和7年度大村市下水道事業会計継続費精算報告書について

第 8 1 号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大村市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年大村市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた

場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

令和８年９月３日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）等の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に係る規定を追加するため、この条例案を提出するものである。

第 8 2 号議案

大村市体育施設条例の一部を改正する条例

大村市体育施設条例（平成 1 7 年大村市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 6 の表多目的広場の項中

「

夜間	A 照明	1 コート 3 0 分につき 6 0 0 円
照明	B 照明	1 コート 3 0 分につき 9 5 0 円

」を

「

夜間 照明	A 照明	1 コート 3 0 分につき 6 0 0 円
	B 照明	1 コート 3 0 分につき 9 5 0 円
	C 照明	1 コート 3 0 分につき 2 0 0 円

」に改め、同表備考 1 中「ソ

フトボール競技向けの照明を」の次に「いい、「C 照明」とは、フットサル競技向けの照明を」を加え、同表備考 2 中「上記使用料」の次に「（施設使用料に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の大村市体育施設条例の規定による大村市総合運動公園の多目的広場の利用の許可及び使用料の徴収については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 8 年 9 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

大村市総合運動公園の多目的広場におけるフットサルコートを設置に伴い、フットサル競技用の照明設備に係る使用料を定める等の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 8 3 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 古賀島スポーツ広場改修工事
- 2 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札
- 3 契 約 金 額 3 5 7 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 平山組・森工務店特定建設工事共同企業体
代表者 大村市東三城町 8 番地 4
株式会社平山組
代表取締役 中村 人久
- 5 竣 工 期 限 令和 9 年 6 月 3 0 日

令和 8 年 9 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 8 4 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市総合福祉センター
- 2 指 定 管 理 者 大村市本町 4 5 8 番地 2
社会福祉法人大村市社会福祉協議会
会長 有川 晃治
- 3 指 定 の 期 間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 9 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 8 5 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市体育文化センター
大村市陸上競技場
大村市野球場
大村市テニスコート
大村市補助グラウンド
大村市郡中学校運動場夜間照明施設
大村市森園運動広場
大村市古賀島スポーツ広場
- 2 指 定 管 理 者 大村市幸町 2 5 番地 3 3
一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団
理事長 酒井 辰郎
- 3 指 定 の 期 間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 9 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 8 6 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市高良谷牧場
- 2 指 定 管 理 者 諫早市栗面町 1 7 4 番地 1
長崎県央農業協同組合
代表理事組合長 里山 耕治
- 3 指 定 の 期 間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 9 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 8 7 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 東浦漁港
- 2 指 定 管 理 者 大村市久原一丁目 1 8 2 番地 2
大村湾東部漁業協同組合
代表理事組合長 井崎 木生
- 3 指 定 の 期 間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 9 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 88 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 松原漁港
- 2 指 定 管 理 者 大村市松原本町 170 番地 19
大村市漁業協同組合松原支部
支部長 西川 洋史
- 3 指 定 の 期 間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 89 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市勤労者センター
- 2 指 定 管 理 者 大村市西三城町 7 番地 9
公益社団法人大村市シルバー人材センター
理事長 朝長 悟
- 3 指 定 の 期 間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第90号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
10100	今富町1号線	今富町	今富町	
10101	福重小学校前線	福重町	福重町	
20232	松並二丁目10号線	松並二丁目	松並二丁目	
20233	下波止4号線	西本町	西本町	
30159	鬼橋町1号線	鬼橋町	鬼橋町	
30160	鬼橋町小路口町線	鬼橋町	小路口町	
30161	鬼橋町2号線	鬼橋町	鬼橋町	
30162	小路口本町2号線	小路口本町	小路口本町	
30163	小路口町2号線	小路口町	小路口町	
40270	上諏訪町13号線	上諏訪町	上諏訪町	

令和8年9月3日提出

大村市長 園田裕史

報告第14号

専決処分の報告について

大村公園内の樹木の枝による自動車損傷事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年9月3日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第9号

專 決 処 分 書

大村公園内の樹木の枝による自動車損傷事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和２８年大村市条例第６３号）本則第３号及び第４号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月7日

大村市長 園田 裕史

- 1 損害賠償の額 287,800円

- ## 2 損害賠償の相手方

報告第 15 号

専決処分の報告について

特殊簡易公衆電話料金の支払遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第10号

専 決 処 分 書

特殊簡易公衆電話料金の支払遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月23日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 7円 |
| 2 損害賠償の相手方 | N T T西日本株式会社 |
| 3 事案の経緯 | <p>財政部職員は、相手方から送付された令和8年3月分の特殊簡易公衆電話（ピンク電話）に係る料金（3,367円）の請求書（支払期限：同年4月27日）について、請求書と認識しないまま、他の書類と合わせて保管していた。</p> <p>相手方から、当該請求書の支払の催促を受けたため、執務室内の書類を確認したところ、支払期限を徒過した当該請求書を発見し、同年5月26日に支払ったことにより、遅延損害金7円が発生した。</p> |

報告第16号

専決処分の報告について

農道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年9月3日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第13号

專 決 処 分 書

農道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和２８年大村市条例第６３号）本則第３号及び第４号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年8月18日

大村市長 園田 裕 史

- 1 損害賠償の額 52,888円

- ## 2 損害賠償の相手方